

# 旭川市議会議録 第2号

○令和7年9月30日（火曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
散会 午前11時59分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 範明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	舛井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行政財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
総務部総務監	松本 賢
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和
子育て支援部長	向井 泰子
健康保健部長	山口 亮
観光スポーツ部長	菅原 稔
農政部長	林 良和
建築部長	岡田 光弘
土木部雪対策担当部長	高橋 正樹
教育長	野崎 幸宏
学校教育部長	坂本 考生
水道事業管理者	佐藤 幸輝
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課書記	朝倉 あゆみ

## ○会議録署名議員

16番	高橋 紀博
32番	松田 卓也

## ○議事日程

- 日程第5 認定第1号ないし認定第11号
- 日程第6 議案第1号
- 日程第7 議案第2号
- 日程第8 議案第3号
- 日程第9 議案第4号
- 日程第10 議案第5号
- 日程第11 議案第7号
- 日程第12 議案第8号
- 日程第13 議案第9号
- 日程第14 議案第10号
- 日程第15 議案第11号
- 日程第16 議案第12号
- 日程第17 議案第13号
- 日程第18 議案第14号
- 日程第19 議案第15号
- 日程第20 議案第16号
- 日程第21 議案第17号
- 日程第22 議案第18号
- 日程第23 報告第1号
- 日程第24 報告第2号
- 日程第25 報告第3号
- 日程第26 報告第4号
- 日程第27 報告第5号
- 日程第28 報告第6号
- 日程第29 一般質問について

---

## ○本日の会議に付した事件

- 1. 議案第1号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第2号 令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第4号 令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第3号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第5号 旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第7号 旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第8号 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第9号 旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定

- について (原案可決)
1. 議案第10号 旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第11号 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第12号 旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第13号 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第14号 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第15号 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第16号 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第17号 旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定について (原案可決)
  1. 議案第18号 変更契約の締結について (原案可決)
  1. 休会について (決定)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、16番高橋紀博議員、32番松田卓也議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

次に、例月出納検査結果報告について、監査委員から、令和7年9月29日付で、8月分の現金出納及び現金残高については、各会計とも正確である旨の報告書の提出がありましたので、御報告いたします。

次に、旭川市議会議会運営委員会委員の辞任について、9月29日、中村みなこ議員から、都合により同委員会委員を辞任したいとの申出があり、旭川市議会委員会条例第12条の規定に基づき、同日、議長においてこれを許可しましたので、御報告いたします。

次に、旭川市議会議会運営委員会委員の選任について、中村みなこ議員の同委員会委員の辞任による欠員に伴いまして、旭川市議会委員会条例第6条第1項の規定に基づき、9月29日、議長において後任の委員に石川まさゆき議員を指名しましたので、御報告いたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第6から日程第22までの議案第1号ないし議案第5号及び議案第7号ないし議案第18号の以上17件を順次議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第6、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、通告に従いまして、質疑を行いたいと思います。

まず、議案第1号、旭川市一般会計補正予算について伺います。

財政的な見地からお聞きをいたします。

このたびの補正予算の中で、政策としての視点で見たときに、特に工夫をした点はどのようなことでしょうか、考え方を御説明ください。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本定例会に提案しております補正予算のうち、地域全体で保育の質の確保、向上を推進する体制整備のモデル事業や、粗大ごみの収集体制の効率化につながる配車管理システムの導入、融雪時期の凍上で通行に支障が生じている道路の整備、除排雪作業を効率的に実施するための道道除排雪業務の受託、中央中学校への通学を支援するための新たなバス停留所の設置等につきましては、子育て支援や市民生活の安全、安心を目的とした政策的な事業であると考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 物価高騰対策について、今回の補正予算では見受けられません。特に、米や材料費が高騰している飲食業向けの対策支援の必要性については、経済建設常任委員会でもお聞きをしてきました。その際の答弁では、物価高騰による経営環境の悪化について影響があるとしていたと思います。

今後必要な取組を検討しているとしていた点について疑問です。なぜ補正予算に盛り込まれていないのでしょうか、御説明ください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市独自の物価高騰対策につきましては、国の対策や、地方自治体への追加の財政措置の有無等も踏まえ、内容や規模等をしっかりと検討する必要があるため、本定例会への予算提案を見送ったところでございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 いまだに検討しているということありますけれども、提案が遅いのではありませんか。市長公約では、物価高騰対策を速やかに行うとしていた報道を見てまいりました。期待しておりました。

市独自の支援策は今後示されるのでしょうか、市長に御説明をお願いいたします。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 市民の生活は、食料品を中心とした物価の高騰で厳しい状況が続いておりますことから、国の動向を見極めながら、遅くとも第4回定例会までに独自の対策をお示しできるよう、必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今、市長から第4回定例会に示したいという答弁がありました。ぜひ、市民の物価高に対して対応できるような経済政策を含めた補正予算をお願いしておきます。

では、続きまして、一般会計の補正の中で、統廃合等通学支援費について伺います。

この案件は、これまでにも、1年かけて、私も質問してまいりました。今回、その対応について、一定程度の補正予算がついたということありますので、これについては本当に評価をさせていただきたいと思います。

それでは、このたびの補正予算を提案するに当たって、第2回定例会以降の経過について伺いま

す。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 中央中学校への3校統合に合わせて、当初は新町小学校の校区から中央中学校への通学用路線バスの運行があったものの、運行が休止されたことに伴い、その後は、再開に向けて、バス事業者に対する要望の継続など、通学の利便性を高めるため、事業者と協議を重ねてきたところであります。

昨年秋には、事業者から、中央中学校付近を運行する既存路線において新たな停留所の設置が可能との提案を受けたため、即効性があり、実現可能性の高い手法であることから、今年度は、設置予定地近隣の地権者との調整や道路占用に係る手続を経て、本年11月のダイヤ改正に合わせて設置、運行できるよう、設置時期や費用負担について協議を進めてまいりました。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 様々な設置に向けての努力をされてきたということが、今、分かりました。

補正予算の金額についてです。

以前は、最大120万円と説明があったと思っています。それでは、バス会社の負担はあるのでしょうか、どうなっているのか、御説明ください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 新たなバス停の設置については、バス停の製作と設置費用、車内音声や運賃表示器の変更費用に加え、時刻表の変更に伴う各種の周知媒体の修正費用などが必要となります。

このため、各種の周知媒体の修正などについては、バス事業者が一括して対応するものに含まれるため、バス事業者と協議した結果、主にバス停の製作や設置に要する費用をバス事業者に支出することとし、負担金として補正額40万円を計上したものです。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、整備予定の新しいバス停、そしてその利用ですね。これは、いつから子どもたちは使うことができるのですか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 新たなバス停留所は、11月までに設置される予定であり、バス事業者が11月中旬頃に予定しているダイヤ改正に合わせて利用可能となります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 11月のダイヤ改正ということで、日にちはまだ特定できないようですけれども、何とか雪が降る前には設置が可能となったということで、大変ありがたいと思います。

それでは、このバス停について、今までなかったということで、新町小校区から中央中学校へ向かうバスに、このバス停を使えばある程度利用ができるということだと思うんですけれども、利用者への周知はどのようなことを考えているのでしょうか。せっかく新しいバス停ができても、知らなければ使えませんので、御説明をお願いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 新たなバス停の設置については、中央中学校をはじめ、同校が進学先となる新町小学校や青雲小学校の児童生徒や保護者に対しては、各学校を通じて学校便りなどで

周知し、加えて、利用が見込まれる地域住民に対しては、市民委員会や町内会を通じて広く情報提供を行ってまいります。また、設置後の利用状況を踏まえ、周知方法を工夫しながら、地域に定着するよう努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 このバスは、26番のバスの中で新町小校区に新たに停留所ができるということでありますけれども、26番の路線 자체がもし廃止となってしまうようなことが起きれば、その前の300番も、あったのに、それがなくなったということで、地域から要望が出たわけなんですけれども、このことについて、教育委員会としては責任を持ってこのバス路線の維持に市として協力していく必要があると考えております。見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 市内を運行する路線バスについては、乗降客数の現状や見込み、収支見通しなどを踏まえて、ダイヤの変更や運行の休廃止が検討されるものと認識しております。

このたび、新たにバス停を設置する路線については、既存路線であり、乗車人数の増加が見込まれること、また、中央中学校の通学の利便性向上を図ることのできる路線であることから、バス事業者に対しては、児童生徒に必要な公共交通として、適宜、要望を行うなど、路線維持に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 市内中心部の3中学校の中央中学校への統合に関しては、当時、非常に遠いところからも通わなければいけないということで多くの意見がありました。事業に当たっては、留意すべきとして、議会は附帯決議を当時つけております。通学距離が変化することに対しても、通学助成の設定などを求めておりました。

現在、地域から市民委員会やPTAを中心として要望書を受けたと、第2回定例会で議会答弁をいただきました。要望書の中では、今回の新しいバス停の設置、これは、1番目に要望していた内容でありますと、今回、実現しました。ほかにも、増便——26番のバスは非常に便数が少ないんですね。朝も少なく、帰りもなかなか使いづらいということもあるので、既存の路線、今の26番以外のところで、例えば97番とかの運行路線の一部変更だけによっては、これを補うことが可能ではないかと私もこれまでお聞きをしてまいりましたけれども、こういったバス路線の見直しも要望されております。また、附帯決議にもありました通学料金の助成、これも項目としてあったと思います。

これらについては、今回の新しいバス停の設置のみで終了ではなく、今後も引き続き検討していく必要があるのではありませんか。

要望書をそのとき手渡された教育長、いかがでしょうか、見解を最後にお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） 新たなバス停の設置でありますけれども、児童生徒、そして保護者、地域住民にそれが認知され、利用がされるということがまず何よりも重要であるというふうに考えておりますので、様々な機会を通じて周知することはもとより、引き続き、バス事業者と情報を共有して、利用促進に向けた取組を進めていきたいというふうにまずは考えているところであります。

また、今後におきましても、地域から要望をいただいたということを踏まえまして、新町小学校

の校区から中央中学校への通学手段の確保、利便性の向上について、要望としても5項目ほどいただいているところではありますけれども、これからもでき得る対応について検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、中村のりゆき議員。

（中村のりゆき議員、質疑質問席に着席）

○中村のりゆき議員 おはようございます。

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきますが、その前に、改めて、今津市長、2期目の当選、誠におめでとうございます。

このたびの市長選挙でも政策協定を結ばせていただきましたが、引き続き、希望あふれる旭川の未来を共に開いてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算、10款6項1目のカムイスキーリンクス施設整備基金積立金について質疑をさせていただきます。

指定管理者である大雪カムイミンタラDMOから旭川市に8千万円が納付され、それに伴い、全額がカムイスキーリンクス施設整備基金積立金として計上されております。

背景としましては、利用者の急増ということがありまして、利用者の推移についても確認をさせていただいておりますけども、令和元年度が9万2千136人、外出の自粛等の影響が大きかった令和2年度はかなり減って7万2千139人ということになっているんですけども、その後は順調にまた伸びてまして、令和4年度が9万2千627人、令和5年度が初めて10万人を超えて10万6千989人、令和6年度が12万2千101人と過去最高になったということでございます。

インバウンドの割合も急速に伸びております、コロナ禍のときは、本当に23人とか、63人とか、令和2年度、令和3年度はそんな2桁の数字だったんですけども、令和4年度は4千12人、令和5年度が1万66人、令和6年度が1万9千841人ということで約2万人、インバウンドの方も来ていただいている、そんな背景の中で資金が潤沢になったということもございます。

令和5年度までは、旭川市と指定管理者である大雪カムイミンタラDMOが、指定管理事業及び自主事業の運営に関わる収支決算において余剰が生じた場合、余剰額に25%を乗じた額を納付する基本協定を結んでおりましたが、これまで余剰金を一度も生じたことがなく、納付された実績はありませんでした。

令和6年度は、来場者も過去最高の12万人を突破し、収支が大幅に改善されて、初めて基本協定に規定した余剰金が発生したことから今回の補正予算の計上となったわけですが、さらには、本年になって協定が見直されております。利便事業の余剰金に関しても納付金を求める変更が行われております。

まずは、協定の見直しに関して、意思決定を含めた経過、目的、そして変更内容について伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） カムイスキーリンクスの運営により生じた余剰金につきましては、これまでの基本協定では、指定管理事業及び自主事業の収支に余剰が生じた場合のみ、指定管

理者から旭川市へその一部を納付させる取決めでありましたが、令和6年度決算に当たり、スキーアイテムやウエアのレンタルなど、指定管理者が行う利便事業の余剰金についても、一定額を市に納める旨、指定管理者と協議し、決定したところであります。

その理由、目的ですが、カムイスキーリンクスが市の備品として有する圧雪車の老朽化が進み、近い将来、更新する必要があるため、その財源として、インバウンドの好調により増加している利便事業の余剰金を活用することとしたところであります。納付の額につきましては、指定管理者と協議の上、決定することとしたところであります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 今、経過とか目的もお伺いさせていただきましたけども、圧雪車もかなり老朽化が進んでいるということで、更新の時期を迎えるというようなことで、かなりの金額を要するということで事業資金が必要になるということもありますし、利便事業の余剰金も活用したいというようなことで、DMOとも協議をしていったということだと思うんですけども、3月25日に協定自体は結ばれているということでございます。

それで、この利便事業からの収益、余剰金についても納付するということで合意ができているわけなんんですけども、ただ、表面的に見ますと、DMO側の利益が目減りをするということに当然なるわけですから、よく合意をしていただいたなというふうに、そういうふうにも言うことができるのかなというふうに思っているところでございます。

それで、変更前の指定管理事業及び自主事業の収支の積算分と、新たに加えられた利便施設の余剰金の積算が、これは、同じ時期にいうよりも、半月ぐらいずれ込んでいることがあるんですから、別々に伺ってまいりたいというふうに思うんですけども、昨年度までの協定で示されている指定管理事業及び自主事業の収支で余剰が発生した分の計算ですが、詳細を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 指定管理事業及び自主事業の収支における本市への納付金の算定内訳であります。

国からの補助金収入を除く指定管理事業及び自主事業の令和6年度の収支は約4千100万円で、協定に基づき、その25%である1千20万円を市に納付させたところであります。このたびの補正予算で、将来の施設整備に備え、基金に積み立てようとしているところであります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 今、御答弁をいただいたとおり、令和6年度の収支が約4千100万円だったということで、その25%ということで1千20万円の計算になっているということでございました。

これまで、令和5年度までは、これが、実質収支がマイナスだったということですので、今まで納付が発生しなかったわけすけども、この1千20万円の計算というのが、4月15日に合意がされているということになっております。

それで、指定管理事業分として大幅に上振れしている要因としてリフト券の収入増があると思いますけども、リフト券代の値上げ分と利用者増分がどうだったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 令和6年度における指定管理事業の収益は約4億2千400万円で、前年度と比べ、約1億6千万円の増益となったところであります。そのうち、6千万円がリフト料金の見直しに伴う増、残りの1億円が利用者の増に伴うものと分析しております。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 リフト代の値上げということで、利用者がどうなるのかなって心配をしていた部分もあるんですけども、値上げ分が6千万円ですね。リフト代の見直し分が6千万円の増収と、さらには、利用者の増に伴うものも1億円分あったということで、1億6千万円分あったということと、それで、先ほどの計算でトータルで4千100万円の収支ということで余剰金が発生したことになるわけですけども、1千20万円を旭川市に納めたということは、あの75%分の3千万円はDMO側に、これは残っているということは確認をしたいなというふうに思います。

それで、先ほども確認させていただいたように、利便事業、レストランだとかレンタルだとか売店等の運営に関わる部分になりますけども、指定管理者と協議の上、納付金を決定することになったわけですが、今回の計算で収支、余剰金がどうだったのか、そして、協議の結果、納付金をどのように導き出したのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 令和6年度における利便事業の収支の状況を100万円単位で申し上げますと、収入が2億1千800万円、支出は1億3千200万円、余剰が8千600万円で、指定管理者と協議の結果、利便事業等の当面の運営に必要な資金を除いた6千980万円を納付金として算定したところであります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 これは、5月1日に最終的な協議がまとまっているっていうことになっているんですね。その協議書の中に、背景というか、その協議の経過についても、4月24日現在で協議経過ということで詳細は書かれてありますので、今の答弁以上の内容を書いてはあるんですけども、いわゆる従業員の賃金分だとかの確保だとか、もちろん、カムイスキーリンクスは営業していない時期がありますので、その分も、年間を通じてやっぱり従業員の給料も確保していくかなければならない。そういうふうな、最低限、必要最低限のDMOとして必要な事業費を除いた分は、もうほぼそっくり市のほうに余剰金として差し出したというようなことなのかなというふうに私も受け止めております。

先ほどの答弁でもありましたように、余剰が8千600万円ですから、そのうち6千980万円ですからね、81.1%、これを差し出したということですから、普通であれば、余剰の何%っていうことで協定を結んだとすれば、例えば50%とか、そういうことになるんでしょうけども、そういう割合を、これは、関係なくというか、その時々の状況に合わせて、余剰金のうち、幾ら積立てというか、差し出すかっていうところを決定するということになっていますので、今回はそのような結果になったということになります。

それで、先ほどの1千20万円と6千980万円、今のですね、合わせて8千万円を、余剰金を旭川市に納付したということでございます。

それで、この利便事業、ある意味、この利便事業でDMOの運営資金というのを賄われてきたというふうに私も認識はしているんですけども、指定管理事業の分についてはもうマイナスでしたか

ら、この利便事業の収入分でDMOの運営費が賄われてきているということだと思うんですけども、過去5年間、この利便事業の収支がどのようになっていたのか、伺っておきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 過去5年間の利便事業の収支を100万円単位で申し上げますと、令和2年度は1千400万円、令和3年度が2千300万円、令和4年度が3千800万円、令和5年度が4千400万円、令和6年度が8千600万円となっております。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 令和5年度と比較すれば倍増していますよね、ほぼね。4千400万円から8千600万円ということになっているわけであります。先ほどのリフト券の大幅収入増、人数増ということやレストランやレンタル収益増を背景にしてこれだけ納付金があったわけなんですが、一方で、心配になるのが、多くの来場者の方の不満がたまっていないかという点でございます。

令和6年度の来場者数が過去最高の12万2千101人ということではありますけども、前年比で1万5千人増、さらには、インバウンドの来場者も前年の約2倍の1万9千841人となったということで、先ほどもお話ししたとおりなんですが、私も、リフト券やレンタルに1時間以上待たされたとか、あと、休憩する場所がなかなかないというような、そういう声も聞いておりますけども、本市として、そういう点、どのように認識をされているのでしょうか。

せっかく来ていただいた来場者に気持ちよく利用していただいて、カムイスキーリンクスの人気を維持していくなければならないというふうに思っております。今回の納付金は、基金に積むということから、一定の目的はあると思いますが、利便施設の対策などスピード感を持って対応する必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 利用者数の増加に伴い、センターハウスをはじめとした各施設については、時間帯によっては待ち時間が生じるなど、御不便をおかけしているものと承知しております。

このため、指定管理者であるDMOの事業として、リフト券をウェブで事前購入できるシステムや、食券の自動券売機を導入してきたところであるほか、昨シーズンはレストランの従業員増を図るなど、待ち時間の緩和に向け、取り組んだところであります。

また、レンタルスペースの狭隘化対策といたしまして、プレハブを新たに設置することを検討しておりますが、指定管理者の事業として進めることで事業スピードを加速させるなど、今後におきましても、迅速な課題解決に向け、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 今、新たにプレハブ建設を検討しているということでありました。

今シーズンは、昨年度よりも来場者が増加する可能性もあると思っておりますので、速やかな建設を求めると思っておりますが、規模や建設時期についても伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 指定管理者が設置を検討しているプレハブについてでありますが、面積が約160平方メートルの平家建てを予定しており、学校授業向けのレンタルスペースや、現在不足している休憩所として利用することを考えております。

また、建設時期でありますと、12月上旬となる予定でありますと、昨今の暖冬により、スキー場オープンは12月中旬から下旬にかけてとなることが想定されることから、プレハブの完成はスキー場オープン前に間に合う見込みでございます。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 何とかシーズンインの前に建設できるという答弁ですので、期待したいなというふうに思っております。

確認なんですけども、利便施設の整備について、本市が行うものと指定管理者が行うものとのすみ分けについて、どういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 施設整備に係る市と指定管理者の責任分担につきましては、協定で定めているところであります。計画をする大規模な修繕や改修は市で、それ以外の日常的な修繕や点検は主に指定管理者が行うこととしております。また、定めのないものにつきましては、市と指定管理者との協議の上、決定するものとしているところであります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 大規模な修繕は市が行うことになっていて、指定管理者は日常的な修繕や点検ということで、一般的な指定管理者制度のとおりだというふうに思うんですけども、来場者の急増に対応しようとする施設の新設は本来であれば市が対応することになると思いますけども、先ほど答弁いただいた狭隘対策としてのプレハブ建設は、指定管理者の事業として進めることで事業スピードを加速させたいということでもございました。

ただ、来場者数がさらに増加することになれば、新たな対策を行っていくのは、当然、市の責任になるというふうに思っております。市としても万全の体制で来場者を迎えるよう、計画的な施設整備が必要になってきていると思います。

旭山動物園が、入園者が急増し、300万人を突破した際に、休憩スペースなど利便施設の対応を行った知見を持っていると思いますので、その際の議論も参考にしながら、来場者の声もしっかりと受け止めて、施設整備計画をまとめる必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 施設改修につきましては、施設の現状やこれまでの改修履歴を調査し、各施設における改善点や機能維持に必要な改修内容等を整理するための調査委託を令和5年度に実施したところであります。また、これらの調査結果に加え、昨シーズンに実施した利用者アンケートや指定管理者との協議内容を踏まえ、施設の改修計画を現在策定しているところであります。計画は、今年12月の策定に向け、作業中でありますが、現時点では、センターハウスのスペース拡張を目的とした大型プレハブ施設の設置、老朽化が進む圧雪車の更新やゴンドラのオーバーホール等、利便性と安全性確保の視点から検討を進めているところであります。

こうした整備計画を推進するためには、カムイスキーリンクスの安定的な運営を通じて、引き続き必要な財源を確保していくことが前提となりますので、利用者の確保等、カムイスキーリンクスの安定的な運営に向け、指定管理者とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 大型プレハブ施設の設置も、今、検討されているという答弁もございました。

これも急いでやっていかなければならぬというふうに思っておりますし、基本、令和5年度に調査を行って、必要な改修内容をまとめていると思うんですけども、令和6年度はかなり急増していることもありますし、さらに、令和7年度、もっとそれが加速する可能性もあると思いますので、そういう要素はなかなか盛り込まれていないというふうに思いますので、このこともやっぱり注視していかなければならないというふうに思っております。

次に、チケット購入のウェブ化が進んでいるということでありましたけれども、チケット購入ラインが、繁忙期は1時間待ちなど行列ができているというふうにも聞いておりますので、利用者になかなかこのウェブ購入について浸透していないっていう懸念もあるかなというふうに思うので、この点についても聞いておきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　利用者がリフト券をお求めになる方法といたしましては、市内ホテルなどで事前に購入した引換券を有人窓口で受け取る方法や、ウェブ上でキャッシュレスにより事前購入し、市内のホテルやセンターハウスに設置しておりますピックアップボックスと呼ばれる発券機にQRコードをかざして発券する方法、そして、現地で自動券売機により購入するという3つの方法があります。このうち、待ち時間が生じるのは、券種を選んだり、現金を投入したりという作業が現地で生じる自動券売機による購入方法であります。

このため、ホームページやSNSでウェブでの事前購入を案内しているほか、施設内で発券のための行列が生じている場合は、館内放送にてウェブでの購入を御案内するなど、混雑緩和に取り組んでおります。また、昨シーズンからは、ウェブ購入に割引を設け、さらなる利用促進を図っているところであるほか、来シーズンは、増設するプレハブ施設にピックアップボックスを新たに設置するなど、さらなる利便性の向上に取り組む考えであります。

○議長（福居秀雄）　中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員　様々な対策をしていただいているっていうことは理解できました。

駐車場もかなり混雑しているというふうに聞いておりまして、現在の収容台数と拡充に向けたこれまでの取組状況も確認をさせていただきたいと思います。

また、今後、収容台数が限界に近づいたり交通緩和を必要とする場合には、ほかのスキー場でも行われているパーク・アンド・ライド方式の導入も一つの対応策になると考えております。

今後の取組について考え方を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　現在、カムイスキーリンクスの駐車場は、降雪状況等にもよりますが、最大2千台の収容が可能となっております。昨年度におきましては、これまで従業員の駐車場として使用していたスペースを来場者用に開放したほか、未舗装の駐車エリアに砂利を入れて整備を行い、駐車場スペースの拡充を図ったところであります、その結果として、指定管理者が把握する限りにおいては、昨年は駐車場が満車になることはなかったとの報告を受けております。

今後、さらなる利用者の増加に対応するため、駐車場の利用状況を適切に把握し、駐車場の拡張や、議員から御提案のあったパーク・アンド・ライド方式の導入も含め、指定管理者と協議をしてまいります。

○議長（福居秀雄）　中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 駐車場を拡充したことで、現時点では満車になっていないということでありましたけども、限界になる前に、対応策を事前に考えておく必要があると思います。例えば、もしパーク・アンド・ライド方式を導入する場合の候補地や運行管理についても、詰めておく必要があると思います。シーズン途中でも対応可能なところまでしっかりと協議をしていただきたいなというふうに思っております。カムイスキーリンクスに来たけれども、駐車場が満車で入れなかつたということだけは避けていただきたいというふうに思います。

最後に、もう一点だけ聞かせていただきたいと思います。

カムイスキーリンクスの強みは、言うまでもなく世界中のスキーヤーが認めるシルキースノーと称される上質な雪質ということで、世界最高水準と言っても過言ではないと思います。しかしながら、運営面では、改善を求める声は日に日に大きくなっているというふうに感じております。カムイスキーリンクスが長年紡いできた歴史がありますので、それをよき伝統と受け止めることもできるかもしれませんけども、あしき慣習という見方も、一方ではそういうふうに映る方もいると思います。

現在のカムイスキーリンクスは、スキー場のオープンの日がぎりぎりまで分からぬという、そういういった苦情があります。そのため、スキースクールやツアーのめどが立てられないという声もあります。ゴンドラですけども、ゴンドラが15時に終了してしまうと。ほかのスキー場は大体15時半まで、さらには、1月中旬以降は16時過ぎまで開けていることが多いそうです。また、シーズンが3月末で、現状、終わっておりますけども、民間スキー場は残雪の状況で決めているので、シーズン券のコストパフォーマンスがカムイスキーリンクスは低いというふうに言う指摘もございます。また、送迎バスがホテルを巡回してスキー場に行くようすけども、最初のホテルで満席になり、乗れないという苦情もあります。

こうした声や、急速に増加する来場者に対応するためには、より民間活力を生かした運営手法の検討も必要になってきているものと思います。旭川空港は、コンセッション方式により、財政面や設備投資において大きなメリットを得られたものと思いますが、私は、カムイスキーリンクスにおいても同様の手法は有効だと思っております。これまでの指定管理制度にとどまっていたのでは、索道整備は市民の税金で整備しなければならず、今回、余剰金に関する納付金の見直しをしたことは評価できますけども、市民のメリットを最大化するところまではつながらないと思います。また、急速に進む来場者の増加に対して、スピード感を持った対応が限定的であることも懸念され、選ばれるスキー場であり続けるためには、新たなステージに移行する必要があると感じております。

大雪カムイミンタラDMOの指定管理者期間があと2年半余りとなった今こそ、また、カムイスキーリンクス周辺でリゾート開発のプロジェクトが進められるなど投資意欲が旺盛な今こそ、本市において運営手法等について真剣な議論を開始すべきだと思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（福居秀雄） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスは、インバウンド需要の増加に応える冬季観光の拠点施設としての側面、大会の開催や合宿誘致等の競技拠点としての側面、さらには、市民が冬季スポーツを気軽に楽しむことができる市民スキー場としての側面など、様々な役割や機能を持つ施設でございます。また、民間活力を生かし、カムイスキーリンクスの運営の効率性やサービスを高める視点も重要であり、こうしたカムイスキーリンクスが持つ機能や役割を最大限に發揮できるよう

管理運営していくことも重要と考えております。

このため、市といたしましては、スキー場を利用される市民や地元の競技団体など、幅広く意見を伺いながら、どのような運営手法が望ましいのか、議員の御指摘も含めて検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 中村のりゆき議員。

○中村のりゆき議員 今の質問は、現在の指定管理者制度ありきでは限界があるのではないかということから問題提起をさせていただきました。より選ばれるスキー場であり続けるためにも、運営手法の議論を早急に進めていただきたいことを再度お願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、中村のりゆき議員の質疑を終了いたします。

（中村のりゆき議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、能登谷議員。

（能登谷議員、質疑質問席に着席）

○能登谷 繁議員 私のほうも、補正予算について質疑したいと思います。

最初に、補正可能財源と物価高騰対策について伺いたいと思います。

今回の補正予算で物価高騰対策に関連するものは何か、金額も含めてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 今回の補正予算では、令和6年度に重点支援地方交付金を活用して実施した事業の償還金として、中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金償還金で114万9千円、スマート農業・省力化技術導入支援費で26万円を計上しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今月26日、内閣府の国民生活に関する世論調査の速報値が公表され、政府に力を入れて取り組んでほしいこととして、物価高騰対策が3年連続で最も多くなる、そういう見通しだということが報道されました。

今月行われた市長選挙を通じて、今津市長は、速やかに物価高騰対策を行うという趣旨のお話をされていました。新人ではないので、当然、この補正予算で提案するものと信じていましたが、今回、物価高騰対策の提案がないのはなぜなのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 本市独自の物価高騰対策につきましては、国の対策を踏まえて検討し、実施することがより効果的であると判断し、本定例会への予算提案を見送ったところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 国の指示待ちでは、物価高騰に苦しむ市民も中小業者も守れないのではないかと考えます。旭川市独自の物価高騰対策も必要ではないかと思います。

そこで、伺いますが、物価高騰対策に活用できる財源はどの程度あるのか、国からの交付金のほか、決算収支の剰余金である繰越金や、市長の政策判断で活用可能な財源もあると思いますが、それぞれどれぐらいか、金額をお示しください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 物価高騰対策の財源につきましては、重点支援地方交付金の推奨事業メニューで、5月27日の交付限度額追加分1億4千706万4千円が活用可能でございます。このほか、一般財源になりますが、令和6年度決算に伴う令和7年度への繰越金7億3千779万8千円のうち、本定例会までに使用した分を除いた5億2千422万3千円、現時点で今年度末の残高が約57億円と見込まれる財政調整基金等につきましても、必要に応じて物価高騰対策の財源とすることは可能でございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 国からの交付金が約1億4千700万円残っている、一般財源では、令和6年度決算から今年度への繰越金の残り、これが約5億2千400万円ある。合わせて約6億7千万円はあるということが分かりました。財政調整基金は全部出すわけにいきませんが、いざとなれば57億円まであるということです。国の指示待ちでなくとも、物価高騰対策の財源はあるということが分かりました。

そこで、伺いますが、市に対して、ハイヤー協会の要請や、旭川生活と健康を守る会から福祉灯油の実施や、水道、下水道の減免を元に戻すように要請がありましたが、ほかにもあると思いますが、どのような要請なのか、伺います。

あわせて、これらの要請に応えるためには、これまでの例ではどの程度の財源が必要なのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 物価高騰対策として、旭川ハイヤー協会からは、タクシーおでかけチケットの継続実施、旭川生活と健康を守る会からは、福祉灯油助成事業の実施と水道料金、下水道使用料の減免について要望を受けているほか、他の団体から、学校給食費の無償化や低所得世帯等への支援の充実を求める要望も受けております。

主な対策のこれまでの事業規模についてありますが、タクシーおでかけチケットは令和7年度予算ベースで約300万円、福祉灯油助成事業は令和5年度決算ベースで約4億円、水道料金、下水道使用料の減免は、生活保護世帯と独居高齢者世帯に対する減免制度を廃止前の内容で実施する場合に令和7年度予算ベースで約1億5千万円になります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 ハイヤー協会の要望は約300万円で実現可能、福祉灯油は約4億円、大分、桁の隔たりがありますが、水道、下水道の減免では約1億5千万円で、これら合計でも約5億5千300万円で実現できるということですから、先ほど示していただいた補正可能財源6億7千万円ではお釣りが来ます。財政調整基金には手をつけなくてもよい範囲であり、市長の政策判断で十分可能なものと言えます。

そこで、2期目の当選をされた今津市長に伺います。

そうだ、お祝いを申していました。2期目の当選、おめでとうございました。

私どもは違う候補も立てておりましたし、是々非々で臨みたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そこで、帝国データバンクによると、明日10月からの食品値上げ予定期数は、今年4月以来

となる3千品目を超えると、値上げラッシュとなる見通しになっています。物価高騰によって、市民の暮らしも中小業者の経営も一層厳しい状況になっていますので、市長が公約に掲げたとおり、物価高騰対策に速やかに取り組んでいただきたいと思います。

確かに、財源も含めて国の動向を見ることは大切ですが、旭川独自の対策も必要なではないでしょうか。補正可能財源もあるようですから、必要なときには使っていただきたいと思います。

さきの答弁で、第4回定例会までには行うということですが、12月に決めて実施は来年になってしまいますので、これではあまりにも遅いのではないでしょうか。この議会はしばらく続きますので、ぜひとも物価高騰対策の追加補正を決断していただきたいと思います。

今津市長の今後の物価高騰対策の方向性をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 今後の物価高騰対策につきましては、国の対策や地方自治体への追加の財政措置の有無等も踏まえ、真に支援が必要な方により効果的に支援が行き届くよう、対策の内容や規模等をしっかりと検討し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 速やかにという文言がなくなりましたが、トーンダウンしないで、ぜひ取組を早めていただきたいと思います。

続いて、除排雪対策についても伺います。

今回の補正予算には、除雪費の補正や総合除雪維持業務の委託料などの債務負担行為の設定がされています。

雪対策に関する補正予算の概要をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 高橋雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 雪対策に関する補正予算の概要についてでございます。

中心市街地における冬季の通行性の向上及び除排雪作業の効率化を図るため、緑橋通の宮下通から4条通までの区間と、1条通の9丁目から18丁目の区間の道道約1.9キロメートルを、市が北海道からの受託により一括で除排雪を行う費用として、除雪費1千740万円を補正しようとするものでございます。

そのほか、債務負担行為補正について、総合除雪維持業務委託料として、除雪業者の安定確保を図るため、冬の総合除雪業務に加え、春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを通年で実施するため、業務委託に係る契約のうち、令和8年度分の5億3千190万4千円及び雪堆積場借り上げ料として神居町忠和の土地を借り上げるため、借り上げ期間のうち、令和8年度分の9万円をそれぞれ債務負担行為として設定しようとするものでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 雪対策の予算は様々あり、部署も横断していますので、全体像をお示しいただきたいと思います。

あわせて、過去5年間の雪対策関連の全体の予算の動向をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 雪対策関連の主な事業としましては、土木部所管の除雪費、消流雪管理費、融雪促進費、雪対策費、土木車両購入費、雪対策基金積立金の6事業、建築部所管

の住宅雪対策費の1事業、福祉保険部所管の高齢者等除雪支援事業費、高齢者等屋根雪下ろし事業費、ファミリーサポートセンター等運営費の福祉ボランティアマッチング事業の3事業、合わせて10事業あり、過去5年間の動向を当初予算の合計で申し上げますと、令和3年度が33億2千580万円、令和4年度が38億7千937万4千円、令和5年度が39億1千578万6千円、令和6年度が39億7千692万3千円、令和7年度が39億2千598万8千円となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今津市長になり、雪対策費は、令和3年度に比べ、令和4年度は一気に17%増の約5億5千万円増えました。令和7年度、今年度は3年度に比べて18%増の約6億円の増加になって、約39億2千万円となっているということでした。

それでは、この間の雪の量はどうだったのかもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 令和3年度から令和6年度の初雪から3月末までの降雪量は、令和3年度が418センチメートル、令和4年度が385センチメートル、令和5年度が485センチメートル、令和6年度が453センチメートルとなっております。

シーズンを通して大雪と考えられるシーズンはございませんが、近年は、降雪が短期に集中するケースが多く、令和5年には1週間で1メートルを超える記録的な降雪となるなど、極端な状況が発生しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今津市政になって4年間は、大雪はなかった、雪は少なかったということが分かりました。一方で、先ほどあったように、除雪費は全体で6億円増の39億円まで、このところはかかるようになったとのことです。

それは、別のところでまた議論したいと思いますが、続いて、近年の気象変動による影響について伺います。

少し前までは、雪が降ると、しばれて固まる路面でしたが、近年では、1月でも雨が降り、路面がざくざくになるなど大変な状況になっています。

気候変動による雪対策への影響はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 近年は、まとまった雪や季節外れの暖気など、気候変動の傾向がより強まっていると認識しております。

昨シーズンにおきましては、1月、2月は例年と比較して平均気温が約2度高くなり、特に1月7日から16日にかけて気温が高く推移したため、生活道路のざくざく路面が徐々に広がり、その解消に時間を要したことから、市民の皆様から多くの御要望をいただいております。このような1月の気温が長期的に高く推移するケースは、過去、ほとんどなく、本市の積雪寒冷地の特徴を生かした従来の生活道路の圧雪路面管理は難しくなってきていると認識しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 従来の方式では、生活道路の圧雪路面管理は難しくなっているということです。

そういう中で、生活道路は夜中の零時に15センチの降雪で出動する状況は、実情に合わなくなっているのではないでしょうか。例えば15センチ未満でも、雨が降ってざくざくでも、10セン

チが3日続き、30センチになっても出動しないということになれば、市民生活に多大な影響を与えることになります。もっと柔軟な対応をすべきではないかと考えますが、実情をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 本市の除雪出動基準は、15センチメートルの降雪や降雪が予想される場合のほか、基準に満たない連続した降雪により路面状況が悪化し、車両通行に支障が生じた場合、またはそのおそれがある場合、除雪作業を行うこととしております。

これまで、15センチに満たない降雪が続いて積雪が増えた場合や、朝方の急な降雪があった場合、路面状況に応じて路面を削る整正作業などを行っておりますが、市民生活に大きな影響が生じないよう、パトロールなど、状況の把握に努めながらしっかりと必要な対応を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市民からはもっと柔軟に出動できないのかという厳しい指摘が寄せられています。おそれがある場合と言っても、おそれがあるのか、ないのか、センター任せでは、これは、實際には出動できないと思うんですね。

今も、状況を把握し、必要な対応を行うということなんですが、具体的にどのような対応をしているのか、誰がどのようにコントロールしているのか、システムの具体的な中身についてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 除雪の出動につきましては、基本的に除雪センターの判断の下、作業を実施いたしますが、降雪状況や道路パトロールにおいて把握した路面状況により、除雪センターと市が協議を行い、整正作業など必要な作業を実施しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 それも、やっぱり、本当に出動したのかどうかも含めて、なかなか市民から厳しい指摘を受けていますので、ぜひともセンターと市の協議を強めていただきたいなというふうに思います。

続いて、これまでの積雪寒冷地仕様で圧雪管理の雪対策基本計画、これを気候変動に対応した方式に見直す必要があるのではないかと考えています。12月のうちに底ざらいしておくこととか、15センチ出動も市のコントロールで柔軟に出動を命じられるなど、市が司令塔の役割を持ってしっかりコントロールすべきではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 近年の温暖化傾向などの気候変動に伴い、除排雪業務につきましては、気象状況に合わせて工夫をしながら対応してきたところでございます。

しかし、路面管理につきましては、ざくざく路面の発生による交通への影響がより大きくなってきており、大きな課題と認識しております。

このため、本年度は、初冬期に生活道路の圧雪を削り取る雪割り作業を試行的に行い、圧雪を薄く管理するなど、予防的な対応を強化し、ざくざく路面の発生抑制や発生時の早期改善を図るほか、この作業を行った場合、道路幅員の狭小化や雪山の増大も見込まれますので、路面の悪化や対応状況の情報発信強化などを進めてまいります。

また、現在の雪対策基本計画は、計画期間が令和9年度までとなっており、令和8年度から次期計画の策定に着手する予定をしておりますが、雪対策審議会や市民の皆様の意見も伺いながら、これまでの取組などをしっかりと検証してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 ゼひ、次期計画に早めに着手していただきて、状況はもう積雪寒冷地ではなくなっている、仕様がね。気候変動に対応したものに早く見直す必要があるんじゃないかなというふうに述べておきたいと思います。

除排雪事業者との契約についても伺いたいと思います。

現在の市の除排雪契約では、除雪は年間契約で、雪が少ない場合は契約を見直し、減額になり、排雪は出来高払いとなっていますが、どのような内容なのか、まずお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 除雪業務につきましては、過去10年の平均降雪量と当該年度の降雪量を比較し、2割以上の増減があった場合、6割までを限度として契約変更の対象としております。

排雪業務につきましては、排雪量の出来高に応じて契約変更することとしておりますが、少雪時の対応として、人件費の休業補償の考え方や機械の固定経費から必要額を算出し、最低補償額を設定しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 除雪は、2割以上の増減があった場合、契約変更になると、それから、排雪は、排雪量の出来高に応じて契約変更、最低補償額も設定しているということでした。

市民から見ると、雪が少ないので必死に削り、出来高払いの排雪で稼いでいるように見えます。事業者から見ると、人も機械もそろえているのに、雪が少ないと減額されるのは困ります。市から見ると、雪が少なくても除雪費はどんどん増えていく。これは、お互いに不幸な方式ではないかと思うんですが、その実情をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 除排雪業務は、気象状況とは関係なく、シーズンを通じて人や機械の確保が必要であり、国をはじめ、多くの自治体においては、除雪体制を確保するため、少雪のシーズンでも必要な固定経費を支払う仕組みを導入しております。

本市におきましても、平成21年度から最低補償制度を導入し、令和2年度に一度見直しを行っておりますが、近年の気象状況は、従前より少雪・暖冬傾向がより増しており、さらに担い手不足の影響もあり、除雪企業を取り巻く環境は年々厳しくなっている中、旭川除排雪業者ネットワーク協議会から制度のさらなる見直しの要望を受けているところです。

こうした状況を踏まえ、持続的な除排雪体制の確保のため、本年度、待機費用を含めた制度の見直しを行っているところであり、除雪企業が、雪の状況によらず、より安心して除排雪業務に携わっていただけるように、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 除雪も排雪も、全体の仕事量で総合的に契約する方式が必要なのではないかと思います。

今回の補正予算には、道路側溝に5億円が計上されていますが、毎年、この時期に出てきますから、もうほとんど同じような金額、少ないとき、3億円ぐらいのときがありますけど、それは財政事情が悪いときですね。大概は5億円、これは当初から十分見込めるものだと言えると思うんですよ。

市は、除排雪に関わる事業だけでなく、夏場の土木事業全体の需要も当然把握されているでしょうから、年間を通しての土木事業の需要をコントロールして、事業者の公共の仕事への貢献度も判断しながら委託契約を行う必要があるのではないかと考えます。

除排雪事業の契約の在り方について、見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 雪対策担当部長。

○土木部雪対策担当部長（高橋正樹） 建設業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、中でも、除雪企業は、オペレーターの高齢化や不規則な勤務形態により若年層の入職が進まないことなどもあり、厳しい状況と認識しております。

積雪寒冷地である本市において、冬期間の安全、安心な市民生活を確保していくためには、企業の除雪業務への参入意欲を高め、安心して携わっていただくよう、対策を講じていく必要があると考えております。

これまで、除雪企業の経営体力の強化として、年間を通じた安定的な雇用や経営基盤の強化につなげるため、債務負担行為補正で提案させていただいておりますが、平成26年度から、冬の総合除雪業務に春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを加え、通年の業務委託として発注を行っております。また、令和2年度からは、除雪業務の実績を加点要素とする地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札による土木工事の発注を実施しているところであります。

除排雪業務は、市民生活を支える重要な産業であると考えておりますが、一方で、発注においては多くの企業の受注機会を確保する視点も必要でありますので、関係部局とも協議しながら、よりよい発注の在り方について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 除排雪の方式も契約の在り方も考え方を直していく時期ではないかと思いますので、ぜひ検討を強めていただきたいと思います。

それでは、続いて、カムイスキーリンクスの施設整備基金の積立金について伺いたいと思います。

カムイスキーリンクス施設整備基金積立金について、補正予算とその内容、基金の使途について、まずお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 菅原観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） このたびの補正予算、カムイスキーリンクス施設整備基金積立金8千万円の概要であります。

カムイスキーリンクスは、利用料金制による指定管理者制度により大雪カムイミンタラDMOが管理運営しておりますが、運営によって生じる指定管理事業、自主事業及び利便事業にそれぞれ利益が生じた場合は、協定の定めにより、利益の一部を市に納付させることとしております。

DMOにおいて、令和6年度決算で生じた指定管理事業及び自主事業の収支の25%である1千20万円、また、利便事業の収支からDMOの当面の運営資金を除いた6千980万円の合計8千万円を市に納付させたところであり、このたびの補正予算で、同額を、将来の施設整備に備え、基

金に積み立てようとするものであります。

なお、カムイスキーリンクス施設整備基金の使途につきましては、条例上、カムイスキーリンクスの施設等の整備に必要な経費の財源に充てることとしておりますので、センターハウスやリフトの改修、圧雪車の購入のために借り入れた地方債等の償還財源として活用する考えであります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 さきの質疑もありましたので、そちらのほうには踏み入っていかないようにしたいと思うんですが、いずれにしてもカムイスキーリンクスはもうかっているということで、基金は施設整備にも使えるということが分かりました。

続いて、カムイスキーリンクスの利用状況についてですが、インバウンドの増加だということもありましたので、その内容、それから、一般利用の状況、競技者の利用状況についてもそれぞれ伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） カムイスキーリンクスの利用者数でありますと、新型コロナウイルスが流行していた、いわゆるコロナ禍中は外出自粛などの影響により一時落ち込みましたが、インバウンド需要の増も相まって順調に増加してきたところでありますと、令和6年度の利用者数は、前年度から1万5千112人、約14%増の12万2千101人と、過去最高の集客となったところであります。このうち、インバウンド利用者は、新型コロナウイルスの収束に伴い増加しており、令和6年度は、前年度比97%増の1万9千841人と大幅に増加し、利用者全体に占めるインバウンド利用者の割合は16%を超える状況となっております。

また、カムイスキーリンクスをホームゲレンデとして利用しているレーシングチーム等につきましては、令和6年度では、延べ371チーム、5千807人が利用され、人数といたしましては、前年度と比較して約15%の増加となっております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 全体に利用者が伸びているということだと思うんですね。

それで、カムイスキーリンクスの施設の課題についても伺いたいと思います。

今月24日、経済建設常任委員会と旭川テクニカルスキーアカデミーの皆さんで意見交換をしました。カムイスキーリンクスをホームゲレンデにしている競技スキーの団体の立場から、様々な提案を受けたところです。

カムイスキーリンクスは、世界最高級の雪質であり、国際基準のコースで日々練習が可能だ、多彩なコースレイアウトができる、市街地から車で40分の近さということで、その利点をもっと活用して、全国、世界で活躍する選手をもっと輩出できる可能性を追求してほしいということを言われました。課題としては、選手、子どもたちなんですが、子どもたちの練習環境の整備、荷物置場や休憩スペースが狭いため、寒いところで凍えてお弁当を食べているという実態も聞かせていただきました。

さきの答弁では、利便事業がもうかっているとのことでしたが、毎日のように通う選手は、お弁当を持っていきますので、利便事業を利用することがなかなかできなくて、そうすると、お金を払わない人はハウスの中に入れてもらえないという実態になっているんです。

それから、リフト券の料金設定、観光客と地元スキーヤーの区別、中高生の割引やコーチの料金

設定にも課題があるということも指摘されました。

DMOがアンケートを行っていますので、これらの声は市にも届いていると思います。市は、これらの実情をどう考えるのか。大型プレハブ施設の検討もしているとのことで、そうであれば、競技スキーの子どもたちの環境整備を行うこともできるんじゃないかなと思いますので、それらも含めて、認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　休憩スペースの不足につきましては、昨シーズンに実施した利用者アンケートにおいても同様の御意見をいただくなど、早急に解決しなくてはならない課題として捉えているところであります。

このため、指定管理者の利便事業の一環として、今シーズンのオープンに向けたプレハブ施設の設置を検討するなど、利用者の利便性確保に向け、引き続き取り組む考えであります。

また、リフト料金の設定ですが、スキー競技団体の料金設定につきましては、監督者は1日券の通常料金から2千100円引き、小学生の選手は300円引き、それ以外の選手は1千300円引きとなっており、一般的のスキーヤーよりも割安な料金設定しております。これらの料金は、条例で定める範囲内で指定管理者が別に定める料金規程により定めておりますので、観光客と地元スキーヤーに差を設けたり、新たに中高生の料金区分を設定したりすることも含め、競技者にとって利用しやすい料金規程を検討することは可能と考えております。

ただし、検討に当たっては、他の一般利用者とのバランスや、他の同規模施設の料金水準を考慮するなど、実施の有無を含め、慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（福居秀雄）　能登谷議員。

○能登谷　繁議員　小学生から競技スキーに関わって練習していく、中学生になると、もういきなり大人料金なんですね。倍以上にばんとなっちゃうということで、それは厳しくないかなあというふうに思いますし、ほかの、札幌の国際スキー場とか富良野とか、いろんなところと比べても、大概、中高生の設定がありますからね。そこら辺も、設定は可能だということですので、ぜひそれも含めて検討していただければなというふうに思います。

今回、旭川テクニカルスキーアカデミーの皆さんとの意見交換を通じて、市としては、成功を収めた選手の支援だけでなく、未来に輝く子どもたちへの支援、マイナースポーツへの支援、地元のクラブチームや少年団の支援をもっとすべきではないかなあという指摘を受けました。私も、全くそのとおりだと感じました。

冬季オリンピックのメダリストも本日傍聴に来られていますので、だからっていうわけじゃないんだけど、冬季スポーツ振興の上でも、整備すべき課題があると考えられますけれども、市の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄）　観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原　稔）　未来を担う子どもたちへの支援につきましては、現在、中体連の全道・全国大会に出場する生徒のほか、年齢を問わず、スポーツの全国大会に出場する選手に対する補助金を交付しております。また、これ以外にも、昨年度でいえば、野球やサッカーのほか、バスケットボールや陸上競技、体操など、各界のプロ経験者などを招いて、様々な種類の子ども向けスポーツ教室を行っているところです。

冬季スポーツにつきましては、令和5年3月に策定しました旭川市スポーツ推進計画において、市民のスポーツ実施率が通年と比較して約10%低いことなどから、ワインタースポーツの推進を項目として掲げ、その環境の充実を検討することとしております。

こうした視点からも、未来を担う子どもたちのスポーツへの支援につきましては、スポーツの種類に限らず、どのような方法ができるのか、検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 最後に、カムイスキーリンクスの施設整備や運営の在り方について、今後の方針をお示しいただき、質疑を終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ部長。

○観光スポーツ部長（菅原 稔） 今後の施設整備の方向性につきましては、施設の安全性や利便性確保の点から、優先順位を設け、リンクスの運営により生じた財源の範囲内で実施する考えであります、現時点では、まずは、先ほど答弁いたしましたとおり、スペースの拡張を目的としたプレハブ施設の設置について優先度が高いものと認識しているところです。

また、運営につきましては、カムイスキーリンクスが持つ冬季観光拠点としての機能や、市民スキーアークとしての役割、そして、議員が御指摘の競技スキー拠点としての機能、これらの機能や役割のバランスを取りながら、それぞれが最大化するよう施設運営に取り組むことが重要であると考えておりますので、今後につきましても、観光客、市民、競技者など、様々な利用者に満足いただけるよう、運営者とともに取り組んでいく考えであります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 質問は最後になったんですが、先ほどからもいろんな議論があって、副市長の答弁もありましたけれども、今後の運営手法については、私は慎重に判断すべきだなというふうに思っています。

今も御答弁がありましたけど、市民スキーアークとしての役割というのは本当に大きいですね。先ほどの団体からの指摘の中でも、やっぱり、これらすばらしい利点のある施設が市営なんだということに大変誇りを持って当事者の皆さんは言っていましたので、それらのことが決して損なわれることがないように、市が持つ優位性も含めて慎重な検討をお願いしたいなということを指摘しながら、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、能登谷議員の質疑を終了いたします。

（能登谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

この際、日程の一部を変更し、日程第7及び日程第9の議案第2号及び議案第4号の以上2件を一括して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第7及び日程第9の議案第2号及び議案第4号の令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の以上2件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

金谷議員。

（金谷議員、質疑質問席に着席）

○金谷美奈子議員 それでは、議案第2号、旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算、さらに一括で、第4号、旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について伺ってまいります。

まず、このたびの補正予算の概要について、内容をお示しください。

○議長（福居秀雄） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 本定例会に提出しております補正予算につきましては、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金の納付制度に対応するため、システム改修費として、国民健康保険分で1億2千630万8千円、後期高齢者医療分で5千461万5千円を補正しようとするもので、財源は、いずれも、全額、道支出金でございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 それでは、今お示しいただきました子ども・子育て支援金制度とはどのようなものですか。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 子ども・子育て支援金制度につきましては、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、こども未来戦略の加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化を目的に、令和8年度から、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全世代、全経済主体から、健康保険の保険料と合わせて拠出をいただく制度でございます。

こども家庭庁作成の資料によりますと、加速化プランは、事業完了となる令和10年度で3.6兆円の規模となりますが、そのうち1.3兆円を支援金により確保するとしており、被用者保険が約7割の8千900億円程度、国民健康保険が3千億円程度、後期高齢者医療が1千100億円程度をそれぞれ負担する見込みとなってございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 今お示しいただきましたように、こども未来戦略加速化プラン、令和6年度から既に始まっておりますが、その財源を、旭川市では国民健康保険料と後期高齢者医療保険料から

新しく徴収するということですので、この事業内容についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 加速化プランにおいて既に実施されております主な事業といたしましては、児童手当の拡充として、令和6年10月から、所得制限の撤廃や高校生年代までの延長、第3子以降の支給額の増額、出産等の経済的負担の軽減として出産育児一時金の引上げが実施されているほか、妊娠・出産時からの支援強化として、令和7年度から妊婦支援給付金10万円相当の経済的支援が制度化されております。また、大学等の高等教育費の負担軽減として、日本学生支援機構の給付型奨学金等の拡充や、多子世帯の学生などの授業料等の無償化も実施されております。

そのほか、保育所における1歳児や4歳・5歳児の配置基準の見直しや、保育士等のさらなる待遇改善など、量の拡大から質の向上を図る取組や、共働き、共育ての推進として男性の育休を取りやすい職場にするための取組も行われてございます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 これが決められた当時、岸田総理のときでした。異次元の少子化対策が突然出てまいりました。そのように記憶しておりますが、それでは、加速化プランにおける今後新たに見込まれる事業とはどのようなものでしょうか。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 今後実施が見込まれております主な事業としましては、全ての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、ゼロ歳から2歳児の未就園児を対象としたこども誰でも通園制度が令和8年度から給付化されて全国の自治体で実施されるほか、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除なども予定されております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 子ども・子育て支援金は、来年度から保険料として賦課徴収されることになるということで、国民健康保険と後期高齢者医療の保険料ではどのくらい上がると考えられているのでしょうか、御説明ください。

○議長（福居秀雄） 保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 子ども・子育て支援金は、令和8年度以降、医療保険料等と合わせて負担していただくこととなりますが、こども家庭庁の資料によりますと、国民健康保険では、加入者1人当たりの平均月額で、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と段階的に負担増となる見込みとなっております。また、後期高齢者医療では、加入者1人当たりの平均月額で、令和8年度は200円、令和9年度は250円、令和10年度は350円と、こちらも段階的に負担増となる見込みとなっております。

現時点では、これ以上の詳細な情報が国から示されておらず、今後、北海道を通じて通知される予定となっております。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 これまでも、現在も、社会保障料、この負担が国民に重く、この軽減が議論されていると思います。しかし、であるにもかかわらず、保険料負担はさらに来年から上がるという

ことが分かりました。

岸田総理が打ち出した異次元の少子化対策について、当時、財源が問題となっていましたが、国では、歳出改革を徹底し、実質的な負担は生じさせないと公表してきたはずでした。しかし、必要な予算として3.6兆円と試算し、そのうちの1.3兆円を新たに保険料から集めるということが分かりました。

国民健康保険、後期高齢者医療保険において保険料で徴収されるわけですが、今の試算では、今後、平均で1人当たり、年間に、今の試算をお示しいただいたのを単に計算しても、国民健康保険では4千800円、また、後期高齢者医療では4千200円まで上がるということが分かりました。

所得や条件によっては、実際にはまだまだ上がるのではありませんか。市として、国民健康保険、また後期高齢者医療保険の負担、これに対する抑制のため、どのような考え方を持っているのでしょうか。市民負担の軽減が必要なのではありませんか。

この点について、最後、市長の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 国民健康保険につきましては、1世帯当たりの保険料も年々上昇している中、来年度は、子ども・子育て支援金制度により保険料の負担はさらに増えますことから、市といたしましては、これまでどおり、保険料全体を見ながら、できる限りの負担軽減に努めるとともに、国に対しましては、公費拡充等について引き続き要望してまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 金谷議員。

○金谷美奈子議員 できる限りの負担軽減に努めると、今、市長答弁がありました。

市民の負担はとても大きいと思っております。来年から新たな負担として市民から徴収される。今後は、国の試算ではなく、実際の負担増を示しながら、その軽減策について検討し、構築をすべきと指摘し、終了いたします。

○議長（福居秀雄） 以上で、金谷議員の質疑を終了いたします。

（金谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第8、議案第3号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第10、議案第5号、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第11、議案第7号、旭川市21世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第12、議案第8号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許します。

高花議員。

(高花議員、質疑質問席に着席)

○高花えいこ議員 議案第8号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部改正に伴うことについて質疑をさせていただきます。

初めに、今回の条例改正の概要について伺います。

○議長（福居秀雄） 岡田建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第13条第2項で規定する緊急安全措置後の所有者等への通知につきまして、通知することが困難な場合の規定を加えるものでございます。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 今回、緊急安全措置に関する改正だということが分かりました。

なぜ、今回、そのような改正に至ったのか、その経緯について伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 改正する経緯についてでございますが、令和4年に市が実施した緊急安全措置につきまして、事後通知を行っていなかった事例がございました。で、令和6年度の包括外部監査から、この件について指摘を受けたものでございます。

この緊急安全措置につきましては、建物所有者が亡くなっており、また、相続人も所在が不明で通知することができないというやむを得ない理由があったものであり、このような場合に対応できるよう条例改正を行うことといたしました。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 やむを得ない理由で通知ができなかつたということだけれども、法的に危険だと、そういったことで包括外部監査からの指摘があつて今回の改正に至つたということでござりますけれども、非常にこれは重い内容だと私は受け止めております。

では、他都市におきまして、この緊急安全措置に係る通知に関して、今回、旭川市が改正しようとしているのと同様の規定を設けている市というのはどれぐらいあるのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 本年3月に実施しました中核市への調査によりますと、本市と同様に、所有者等に対し、通知することが困難な場合の規定を設けていない市が2市、今回の改正案と同様に、ただし書による除外規定を設けている市が7市ございました。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 思っていたより少ないなど。それだけ、この規定に関しては重みがあるなということを感じております。

では、今回規定される条例で、この緊急安全措置について少し伺いたいと思います。

所有者に代わって市が何らかの措置を行うということでは、国が定めた空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法ですね。これにも代執行というのが規定されております。

通常の行政代執行のほかには、所有者が不明な場合には略式代執行、緊急性が高い場合には緊急代執行といったものが規定されておりますけれども、これらの代執行の違いについて伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 緊急安全措置につきましては、空き家に危険な状態が急迫しまして、生

命、財産に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、緊急に必要最小限の措置を行うものでございます。

空家特措法で規定する行政代執行につきましては、助言、指導、命令及び戒告といった厳格な手続が必要でございまして、また、略式代執行につきましては、所有者が不明な場合に適用できるため、事前手続の一部を簡略化することはできますが、一定期間、公告するという必要があるため、いずれも緊急時に適用が難しい制度でございます。

一方、令和5年の法改正で新設されました緊急代執行につきましては、災害など非常時に必要な手続を経ず実施できるため、緊急性が求められる場合に有効な手法ではございますけれども、国が示す指針では、所有者が不明な場合には適用できないとされておりますことから、緊急かつ所有者が不明な場合等につきましては、本市条例に定める緊急安全措置により対応することとなります。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 とても分かりやすく説明していただきました。いろんな代執行があるけれども、所有者が不明であった場合、できる、できないというものがそれぞれある、だからこそ、この緊急安全措置の対応が大事なんだと。本市は、条例制定のときからこの緊急安全措置というのを条例に付け加えて、条例の中に入っております。

じゃ、この空家特措法で、行政代執行実施後、所有者等への通知、どのような規定になっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 空家特措法では、行政代執行に関わる規定につきましては、その手続を行政代執行法によるところとなってございまして、戒告及び代執行令書といった代執行を行う前の段階で所有者等への通知が義務づけられておりますが、実施後の通知についての規定はございません。ただ、費用納付命令が義務づけられていることから、その過程で代執行が行われたことを義務者が知るという仕組みになっております。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 実施後の通知の規定はないと。特措法の中でも、非常に、市町村へ対しての規定がいろいろある中で、特措法ではないにしても、その費用が発生した段階ではやはり通知をしていかなければならない、行政が負担するものではない、所有者が分かる部分においては負担していくだくという、そういう部分が発生するんだと思います。

では、今回改正の緊急安全措置でできることというのはどこまでになるのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 緊急安全措置で想定している措置といたしましては、倒壊の危険のある空き家の解体や、外壁、部材の落下防止といった危険解消に必要な最低限の措置に限られ、解体後の廃材は現場に積み置きし、ネットをかけるなど飛散防止措置をするにとどまっているものでございます。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 分別はしない、解体後はそのままその土地にネットをかぶせて廃材を置きつ放しにする、そこまでが緊急安全措置でできることだということが分かりました。

じゃ、過去に、旭川市として、この緊急安全措置、何件実施しているんでしょうか、また、それ

ら緊急安全措置では、所有者等への通知、どのように行ってきた状況だったのか、伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 平成26年の条例制定以降、委託により実施した緊急安全措置としましては8件の実績がございます。このうち、空き家の所有者等が判明していた3件は通知済みで、不明であったもの残り5件につきましては通知しておりません。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 いわゆる所有者不明が5件あるということでした。

この不明と不在の違いがあるということで、私は、今回、いろいろ勉強いたしましたけれども、所有者がいるのか、いないのか、相続者がいるのか、いないのか、そういったことがまだ判明していない場合に不明と言われる。だから、まだそこら辺が不明なために、その5件が通知できていないというところだったと思います。

では、今回、包括外部監査から指摘があったのは、この所有者不明の5件に対してだったのか、伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 令和6年度の包括外部監査で指摘を受けたものにつきましては、令和4年に実施した1件でございます。そのほかの4件につきましては、その指摘を受けた上で、建築部のほうで調査した結果、ほかに4件あったことが判明したものでございます。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 還って5件あったということで分かったわけですけれども、これまで、旭川市のこの条例、必要な規定がそもそも入っていないかった。包括外部監査によって分かったことですけれども、入っていないんだけれども、執行してきたという部分。

ただ、これまで2回の条例改正というのがありました。このときに、過去の条例の改正時に、こういった部分を盛り込むことができたのではないかというふうに思うんですけども、それができなかつた理由について伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 本市条例につきましては、空家特措法が制定される前に先進自治体の例を参考に制定したもので、緊急安全措置の規定は定めていたものの、所有者が不明な場合の規定を設けていないという点につきましては、法令に抵触する可能性を認識できていなかつたものと考えております。

また、これまで条例の改正を2度行っていますけれども、いずれも制定、改正された空家特措法との整合を図るための改正であり、不足する規定の整備には至っていないかったものと考えております。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 正直に認識をしていなかつたと、なかなかない答弁をはつきり言っていただいて、素直といいますか、だなというふうに思いましたけれども、この旭川市が条例を制定されるとき、会派として何度もこの空き家問題について議会で質疑をさせていただきました。そして、旭川市が条例を制定するといったとき、実は、社会問題で、国のはうが法律をつくるという、こういうのと同時に行われていたということを、この平成26年にあつたということを思い出されます。

で、この条例が制定された平成26年当時から比べると、恐らく特定空家というのが増えているのではないかかなというふうに思うんですけれども、どの程度増えているのか、また、その特定空家の中で、所有者等が不在で倒壊等の危険性が高い空き家というのはどれぐらいあるのか、伺いたいと思います。

そして、今回の条例改正によって、所有者等が不在で危険な空き家の除去等が進めやすくなるのではないかと私どもは期待をしてしまいますし、そういった印象を受けるわけですが、市として、こうした所有者不在の、ここで、不明ではなく、不在の危険な特定空家に対して、今後どのような対応をしていく考えなのか、併せて伺います。

○議長（福居秀雄） 建築部長。

○建築部長（岡田光弘） 特定空家等と管理不全空家等を合わせた件数としましては、平成27年度末時点で約270件ございました。これが、現時点における件数は644件となっておりまして、このうち、倒壊等の危険性が高い、いわゆる特定空家等は35件、このうち、所有者が不在のものが4件となっております。

条例の改正により、危険な空き家の除去等が進めやすくなるのではないかという御指摘でございますが、まず、市が積極的に緊急安全措置等を行う、あるいは行政代執行を行うということにつきましては、空き家の所有者の責任や倫理観の欠如、いわゆるモラルハザードを引き起こす可能性があると考えております。一方で、市民の安全な生活を守る措置の必要性も認識しておりますから、行政代執行や緊急安全措置の実施につきましては、危険性や緊急性などを勘案し、総合的に判断してまいります。

また、所有者不在といった空き家につきましては、行政代執行あるいは緊急安全措置をする前に、相続財産管理人等を選任して、そういう手段を経ずに法律的な解決をまず目指していくというのが基本的な考え方だと思っております。

○議長（福居秀雄） 高花議員。

○高花えいこ議員 ありがとうございました。

この空き家問題、一番迷惑がかかっているのは近隣住民です。この方たちからすると、この今回の改正のただし書というのは大きな一歩を示すことになると思っていますけれども、総合的な判断、そして今言われた財産の部分、こういったことを勘案して今後考えていくということでございますけれども、所有者が不在のものが4件あると先ほど御答弁で言われていましたので、この4件が私は今回の改正に該当する部分になるのではないかと思っております。

ただ、倒壊の危険があるだけではないということを付け加えておきたいと思います。特措法では、公衆衛生上、これも非常に近隣に迷惑がかかる。ネズミの発生、また、敷地の中にある松の木だと樹木の倒壊、建物よりも先にそういう部分が倒壊する可能性がある。そういうことを考えますと、決して建物だけではないよと。

そういうことも含めて、これからは分科会等で詳しく聞いていきたいと思っておりますが、この今回の条例改正が、旭川市民の安全、そして、市の総合的な判断の取組によって少しでも近隣住民が安心して過ごせるようなことを願って、私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（福居秀雄） 以上で、高花議員の質疑を終了いたします。

（高花議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による発言を終わります。

他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第13、議案第9号、旭川市手数料条例及び旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第14、議案第10号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第15、議案第11号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第16、議案第12号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第17、議案第13号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第18、議案第14号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第19、議案第15号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第20、議案第16号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第21、議案第17号、旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第22、議案第18号、変更契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） ここで、お諮りいたします。

本定例会は、議案調査等のため、明10月1日と2日の2日間、休会することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、明10月1日と2日の2日間、休会することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、10月3日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

10月3日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時59分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員